

質問 1 議案についての質疑受付期限と総会への反映について

(該当箇所: 議案についての質疑受付【期限】2020年6月6日(土)17時30分まで)

議案についての質疑受付が定時社員総会の開催【日程】2020年5月30日(土)の開催後までということは、質疑内容が総会には反映されないということでしょうか？

回答

議案についての質疑は、社員総会開催前までにお寄せいただかなければ議案の審議に反映することができませんので、是非とも開催前までにお寄せくださいますようお願い申し上げます。他方、総論的にはご賛同いただける議案であっても、各論的にご不明な点やご意見のある場合もあります。また、事業報告や事業計画などの報告事項の詳細についても同様です。職能団体の総会は本来、議案を可決承認することだけが目的ではなく、それを通して、あるいはそれと並んで、職能として目指す課題や方向性を共有し、より良い事業展開ができるようにするために建設的な議論や意見交換・情報交換をする場でもあると考えています。しかし社員総会の場と時間、構成員はきわめて限られていますので、総会の事前・事後、社員に限らず広く正会員からも質疑を受け付け、会員とのコミュニケーションの機会を確保したいというのが協会の基本的な意図です。このような趣旨から昨年度も総会後にご質問やご意見を受け付けた経緯がありますので、今年度はあらかじめその期間を長めにとってお示しした次第です。